

平成 25 年 6 月 3 日

移動支援事業者
行動援護事業者 各位
同行援護事業者

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

児童にかかる夏休み対応について（移動支援・行動援護・同行援護）

標記の件につきまして、下記のように経過措置を実施いたしますのでお知らせします。

記

1 移動支援の対応

「その他の外出」の支給量を期間限定で変更します。

区分	現 行	平成 25 年 7 月～9 月
小学生	1 2 時間	3 6 時間
中高生	2 4 時間	

※この支給量変更は、申請に基づき行います。

2 行動援護・同行援護の対応

「その他の外出」に相当する支給量を期間限定で変更します。

区分	現 行	平成 25 年 7 月～9 月
小学生	2 4 時間	3 6 時間

※行動援護・同行援護を利用されている中高生の方は、既に 3 6 時間として決定を行っているため、今回の措置の対象となりません。

※実施方法は、小学生の方について申請があった場合に、現在の支給量に 1 2 時間を加算することになります。

3 留意事項

今回の経過措置に伴い利用者との契約変更（契約支給量を増やす：6 月中に行う場合の契約日は 7 月 1 日付です。）が生じた場合は、この措置が期間限定であることから、10 月にも契約変更（契約支給量を元に戻す）の必要がありますのでご注意ください。

契約変更にあたっては、受給者証「支給量変更の記載欄」の内容を必ず確認してください。

〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課認定支払係
☎ 052-972-2639
FAX 052-972-4149（共通）
